こころが“ほっ”とする標語優秀作品決定！ ～見つめなおそう人権～

人権多文化共生推進課　☎４２－５６３０

市では、「こころが〝ほっ〟とする標語」を、５月から６月にかけて募集し、応募総数２，１８４作品（小学校１，３１１作品、中学校６３６作品、一般２３７作品）の中から、選考委員の方々により25点の優秀作品を決定いたしました。入賞おめでとうございます。

【小学生の部】

・ありがとう　えがおといっしょが　うれしいね
　吉田小学校１年 西本 悠希 さん
・いやなこと　心に残さず　相談へ
　可愛小学校６年 杉原 愛唯 さん
・君の心　やさしい気持ちで　いっぱいだ
　郷野小学校５年 森上 洋子 さん
・みのがさない　あなたの悲しみ　しんどい心
　刈田小学校５年 上野 理功 さん
・「やめんさい」　勇気を出して　言ってみよう
　根野小学校５年 小島 みなみ さん
・ともだちを　ささえてあげる　ぼくのてで
　美土里小学校１年 岩口 流佳 さん
・おはようと　つながる嬉しさ　笑顔の輪
　川根小学校６年 丸山 蒼太 さん
・わたしはしない　じぶんがされて　いやなこと
　来原小学校１年 遠野 音羽 さん
・ありがとう　とってもやさしい　あいことば
　船佐小学校３年 馬場 遥 さん
・「ありがとう」言われて心が　ポッカポカ
　甲立小学校２年 仁井 怜夢 さん
・１００の笑顔　１回のいじめが　こわしてる
　小田小学校６年 重信 千陽 さん
・しんどいな　わかってくれて　ありがとう
　小田東小学校２年 谷重 玖桔 さん
・こわいけど　ゆうきをだして「やめようね」
　向原小学校３年 菅原 康介 さん

【中学生の部】

・助け合う　いじめ防止は　団体戦
　吉田中学校３年 石川 龍世 さん
・夢を追う　君の姿は　ひかってる
　八千代中学校１年 今中 樹菜 さん
・かわいそう　いやいや間違い　助けよう
　美土里中学校２年 上田 峻平 さん
・負けないで　あなたは１人じゃ　ないんだよ
　高宮中学校３年 田中 慧哉 さん
・認め合おう　人それぞれの　良いところ
　甲田中学校３年 谷川 佳歩 さん
・トントントン　心のトビラ　あけてよね
　向原中学校１年 丸岡 輝 さん

【一般の部】

・見ないふり　知らないふりが　いじめを増やす
　百楽荘　溝上 玲子 さん
・今日もまた　あなたの笑顔で　いやされる
　百楽荘　谷上 正則 さん
・齢重ねて　一声かけられ　励まされ
　鷹巣クラブ　北岡 幸枝 さん
・聞こう話そう解りあい　人権尊守で明るい未来
　清風会　小林 顕二郎 さん
・なくそうよ　かげぐち悪口　なかまはずれ
　清風会　坂井 純 さん
・振り返る　あなたの笑顔に　救われる
　清風会　古玉 哲弘 さん

１２月４日から１２月１０日は人権週間です ～見つめなおそう人権～

人権多文化共生推進課　☎４２－５６３０

「かけがえのない地球、かけがえのない人権」このメインスローガンは、毎年12月4日から10日までの期間、人権週間を記念に「世界人権宣言高宮実行委員会」主催により記念大会が開催されています。同じく、甲田人権会館、吉田人権会館、八千代人権福祉センターそれぞれ「人権週間」を中心として、人権講演会、「人権」をテーマとした祭り等企画し、人権の尊さを広く市民へアピールし「人権意識の高揚」を図っています。

ご存じのとおり、世界人権宣言は、第二次世界大戦の痛烈な反省から生まれました。犠牲者は、５０００万～８０００万人、未だに「戦争」「紛争」が生起し、「核の抑止力」に依存する世界を悲しんでいる方が多くおられます。

「戦後・被爆70年」被爆者の平均年齢は、80歳を超えました。私たちが次の世代に「語り継ぐ」ことが大切です。

同じ過ちを決して繰り返さないために、世の中の「平和」に係わる動きに「関心」を持ち続け、理屈を優先するよりも「いけんもんは、いけんのんじゃ」そんな気持ちを大切にしていきましょう。

安芸高田市定住促進団地分譲のご案内

住宅政策課　☎４７－１２０２

市は、定住化への誘導、人口流出の抑制及び活力あるまちづくりを図るため、定住促進団地の分譲を行っています。

子育て世帯の方には、「安芸高田市に住めーる補助金」等の優遇制度もありますので、是非この機会にマイホームの夢を実現してみませんか。

●所在地
上甲立団地
甲田町上甲立１２０－５他

●申込期間
11月2日（月）から　11月30日（月）まで

●受付時間
９：00～17：00まで受付（土日・祝日を除く）

●申込先
安芸高田市商工会
（吉田町吉田９７９－２）
☎42－０５６０

申込とは別に分譲に関するお問い合わせは、市役所住宅政策課へ

区画番号	土地面積		分譲価格（円）
	(㎡)	(約坪数)	
⑤	251.57	76	2,641,000
⑧	249.60	75	2,645,000
⑨	249.52	75	2,644,000
⑫	250.34	75	2,628,000
⑬	250.95	76	2,660,000
⑭	251.25	76	2,663,000

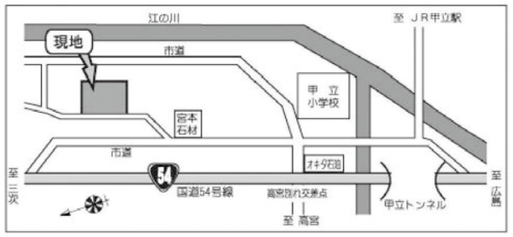

年金に関するお得な情報や注意点のお知らせ

三次年金事務所　☎０８２４－６２－３１０７

○納めた国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です

国民年金保険料は所得税法及び地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

控除の対象となるのは、平成27年1月から12月までに納められた保険料の全額です。過去の年度分や追納された保険料も含まれます。

また、ご自身の保険料だけではなく、配偶者やご家族（お子様など）の負担すべき国民年金保険料を納めている場合、その保険料もあわせて控除が受けられます。

なお、平成27年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行うときに、領収書などの保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。

このため、平成27年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方には、11月上旬に日本年金機構から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送られますので、申告書等の提出の際には必ずこの証明書または領収書を添付してください（平成27年10月1日から12月31日までの間に、今年はじめて国民年金保険料を納められた方へは、翌年の2月上旬に送られます）。

税法上とても有利な国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万一の時にも心強い味方となる制度です。納め忘れのないようきちんと納めましょう。

○国民年金保険料免除に係る遡及申請の注意点

付加年金及び国民年金基金に加入されている方で、保険料免除が遡及して承認された場合は、承認された年月まで遡って付加年金及び国民年金基金が脱退となります。

また、免除申請の取消申請を行っても、一度脱退となった国民年金基金等は再度加入の申し込みをした日からの加入となります。免除申請の遡及申請を受ける際はご注意ください。